

「まきの市」 出店申込書

このたび「まきの市」を11月20日（日）に開催させていただきます。模擬店の出店をご希望の方は、下記の記入欄にご記入のうえ、誓約書と共に出店申込書受付店へご提出をお願いします。

申込受付日 平成 年 月 日

申込者氏名 _____ ⑩ 屋号・団体名 _____

住所 _____ 電話番号 _____

出店希望業種 _____ 紹介人（会員店） _____ ⑩
具体的に（例：たこ焼き）

出店数（ _____ ）・一店舗、2×2mで場所割いたします。 コンセント口数 _____

注 意 事 項

- ・暴力団に繋がりのある方は出店できません。
- ・一店舗につき出店協力金3000円を「まきの市」当日に徴収します。
（商店会会員の方は2,000円）
- ・電源入用の方（1,000Wまで）は、コンセント1口につき1,000円を提出してください。
- ・営業時間は午前10:00～午後16:00まで。設営は午前9:00から開始。
- ・出店場所については、実行委員会を決めさせていただきます。
- ・必ずゴミ袋を用意設置し、ゴミは各自で持って帰ってください。
- ・火器を扱う場合は、必ず消火器を用意してください。
- ・雨天の場合は実行委員会の判断によって、中止の措置を取る場合があります。
- ・出店希望者多数の場合は商店会で抽選を行い、その結果、出店できないことがあります。

※この出店申込用紙は「ファミリーファッション フジ」へ11月5日（土）までに提出してください。
尚、不明の場合は090-5248-1335 水嶋までお問い合わせください。

出店協力金 受領書 平成 年 月 日

¥ _____

サマーフェスタ in まきの 実行委員長 水嶋 忠雄

誓約書

- ガソリン、着火剤、カセットコンロ、シンナー等、その他危険物は持ち込みません。
- 危険物と判断される物が発見された時は、直ちに夜店を撤去されても異議は申しません。
- 不意の事故の時は商店会・実行委員会に責任を転嫁しません。
- 火器類を扱う場合は、消火器を設置します。
※平成26年8月1日施行の条例により上記項目の厳守をお願いします。

牧野愛する商店会 様 平成 年 月 日

住所

氏名 印 もしくはサイン

出店の安全対策

『プロパンガス関係』

1. ボンベとホースの接続はLPガス用ゴム管を使用し、接続部には必ずホースバンドをつけてください。
2. ボンベは水平な台の上に置き、地震等で転倒しないようチェーン等で固定してください。
3. 日光でボンベの温度が上がらないような位置に置いてください。
4. バーナー等の強風による立ち消えには注意してください。

食品を提供される方へ

- ①食品を提供される方は、食品に応じて枚方市保健所による食品営業許可(露店による営業)が必要です。
- ②枚方市保健所による食品営業許可証(露店による営業)の写しも合わせてご提出ください。
- ③出店予定者で許可をお持ちでない方は、あらかじめ枚方市保健所にお問い合わせください。

※必要な許可証をお持ちでない方は出店できません。

露店営業における「取扱品目例」と「許可を要しない取扱品目例」

許可が必要な取扱品目例

煮物類	おでん	煮込み	豚汁	
焼物類	串焼き	焼き餃子	ホルモン焼き	イカの姿焼き
	フランクフルト	ホットドッグ		
お好み焼き類	お好み焼き	いか焼き	たこ焼き	
茹で物・蒸物類	じゃがバター	蒸シュウマイ	蒸餃子	
めん類	焼きそば	ラーメン	うどん	そば
揚げ物類	串かつ	フライドチキン	フライドポテト	フレンチドッグ
酒類	日本酒	ビール	焼酎等	

米飯を利用したメニューは提供できません。

喫茶類	甘酒	ぜんざい	しるこ	かき氷
	紅茶(ホット)	コーヒー(ホット)	あめ湯	

焼き菓子類	回転焼き	せんべい	ベビーカステラ	五平餅
	焼き餅	かた焼き	たい焼き	
	クレープ			
揚げ菓子類	ドーナツ	大学芋	揚げまんじゅう	
団子菓子類	焼団子	みたらし団子		
まんじゅう類	焼きまんじゅう	蒸しまんじゅう	あん巻き	
アメ菓子類	べっこう飴	カルメラ		
その他	たこ焼き			

許可を要しない取扱品目例

焼きとうもろこし	焼くり	焼いも	焼するめ	焼ぎんなん
いり豆	ポップコーン (塩味に限る)	りんごあめ類	綿菓子	水あめ
たこせん	ミルクせんべい	農産物の販売	清涼飲料水の小分け	

枚方市内で露店による食品関係営業をされる方へ

露店設備では、最終加熱などの簡単な調理しか行えません。

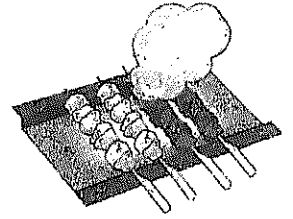
原材料の細切や成形などは、あらかじめ一次加工施設で行ってください。

枚方市内で営業される場合は、枚方市での露店営業許可が必要です。営業の範囲は枚方市内に限ります。

★ 露店で取り扱える品目

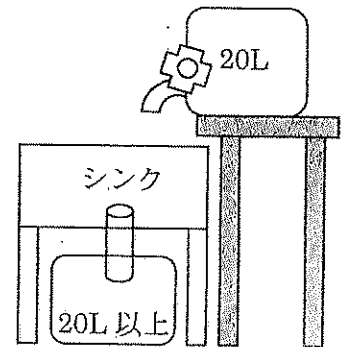
基本的に、客に提供する直前に加熱するものです。

露店での提供が禁止されている食品もありますので、個別にご相談ください。



★ 露店に必要な設備

- ・組み立て式テント（出店の都度組み立てるもの）
- ・側面及び後面の覆い（ブルーシートなどで三方を地面まで囲う）
- ・消毒用アルコール（手及び食器等の消毒用）
- ・給水タンク（20L以上の容量で蛇口の付いたふた付き容器）
- ・シンク1槽
- ・排水容器（シンクの下で排水を受けるもの。20L以上の容量が必要）
- ・食品保管容器（常温のものはふた付きの合成樹脂製容器等に入れる）
- ・冷蔵設備（冷蔵が必要な食品を取り扱う場合に必要）
- ・器具・容器包装保管容器（ふた付きの合成樹脂製容器等）
- ・ふた付き廃棄物容器



★ 申請の流れ



最大2週間かかります。

1 書類申請

- (1) 食品営業許可申請書（1部）
- (2) 法人の場合は、登記事項証明書（本状とコピー1部）
- (3) 露店による食品営業設備の大要（「一次加工又は材料供給承認書」は、相手方の押印が必要）
- (4) 一次加工を行う施設の食品営業許可証の写し（一次加工が必要な食品を取り扱う場合）
- (5) 申請手数料（許可期間は5年間です。6年目以降は別途更新手数料が必要です。）

飲食店営業：8,000円 菓子製造業：7,600円 喫茶店営業：6,700円

2 営業施設（設備）検査

申請時、保健所の敷地内で露店の施設を組み立てていただき、その場で食品衛生監視員が施設の検査を行います。

3 審査、決裁

申請について審査を行い、保健所長の決裁日が許可日となります。

許可までに最大で2週間かかりますので、余裕を持って申請してください。



<お問合せ先>

枚方市保健所 保健衛生課

電話：072-807-7624